

第7 相談支援体制と情報発信の充実、官公需施策の推進

1 主な取組事項における基本的考え方

(1) 関係機関の連携による相談支援

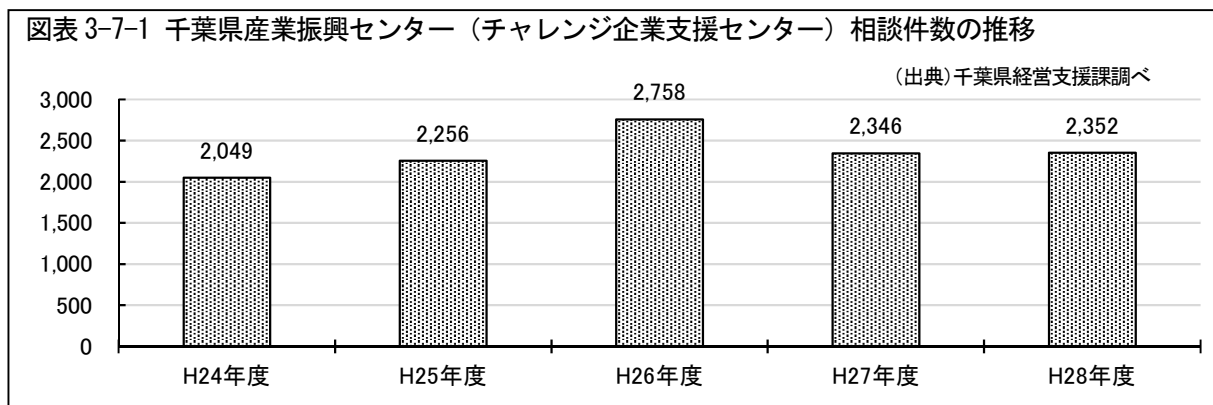
厳しい経営環境に置かれている中小企業の様々な経営課題に対応し、中小企業の活性化を図るためには、各分野において関係機関による相談支援活動が重要な位置づけとなっている。

このうち、商工会・商工会議所は、金融・労務・税務など経営全般の相談に加え、技術の向上、新たな事業開拓等に係る事業計画の策定実施を企業に寄り添って支援するなど、地域の身近な支援機関としての役割を担っている。また、中小企業団体中央会では、中小企業が単独では解決が困難な課題を解決するため、中小企業の事業の共同化のための組織の整備、共同事業への助成等を行っている。

県全域を対象にした総合的な相談については千葉県産業振興センター内に設置している「チャレンジ企業支援センター」がワンストップ対応窓口としての役割を担うほか、平成26年6月に設置された「よろず支援拠点」が県内12か所にサテライト相談所を設置し、地域に出向いた相談対応を行っており、また、事業承継に関する専門的な機関として、平成27年7月に「事業引継ぎ支援センター」が設置されたところである。

平成28年度のチャレンジ企業支援センターの相談件数は2,352件、このほか、よろず支援拠点、事業引継ぎ支援センターや、商工会・商工会議所を加えると、延べ相談件数は122,225件であり、各機関が特色を生かし専門性を発揮しながら、相互に補完した相談支援を行っている。(図表3-7-1)

県内にはこのほかに、雇用、技術、知財・発明、海外展開等の専門分野についてそれぞれ支援機関があるほか、市町村や国にも相談窓口がある。



中小企業を取り巻く環境も変動しており、中小企業が抱える経営、金融、技術、IT等の様々な課題を解決するため、引き続き、チャレンジ企業支援センターやよろず支援拠点が一ストップ窓口として相談対応を行うほか、必要に応じて専門家派遣、情報提供を行い、中小企業の取組への総合的な支援を行っていく。

特に、事業者の高齢化に伴い相談支援ニーズが高まっている事業承継については、事業引継ぎ支援センター等の専門的な支援機関と市町村や地域金融機関、商工団体との連携強化を図るなど、支援機関の連携による相談支援体制のさらなる充実を図る必要がある。

これまで、商工会等が企画提案する小規模企業への支援事業に対する助成制度を設けるなど、商工会等の支援機能の強化が図られるよう連携を進めてきたところであるが、商工会等が担う役割の拡大に合わせて必要な支援を強化していくことが必要である。

(2) 支援情報・中小企業の魅力等の情報発信の強化

中小企業振興を図るため、県等が実施している中小企業支援策を多くの中小企業が活用するためには、施策情報を中小企業者に届ける情報発信が重要となっている。このため、県は、県ホームページへの掲載、メールマガジン「産業情報ヘッドライン」の発行、また、平成27年からはフェイスブック「ちば中小企業元気ナビ」の配信等を通じて施策情報を発信するとともに、地域の身近な支援機関である商工会・商工会議所等の関係機関における相談指導を通じて支援策が活用されているところである。

平成28年度における情報発信の取組は、産業情報ヘッドラインの受信者は5,129人、フェイスブックの記事投稿数は累計190件となっており、フェイスブックの投稿数は増加傾向で推移している。(図表3-7-2)

このように施策情報等の発信に取り組んでいるところだが、施策の分かりやすさに関する国の調査では、「分かりにくい」と「やや分かりにくい」の回答の合計が約半数である一方、「とても分かりやすい」と「分かりやすい」の合計が1割に満たない結果となっており、地域勉強会等においても「支援策を知らない」等の声が聞かれているところである。(図表3-7-3)

図表 3-7-2 メルマガ（産業情報ヘッドライン）、フェイスブックの実績

○産業情報ヘッドラインの受信者数

(参考)H16	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
1,508	5,122	5,104	5,189	5,210	5,129

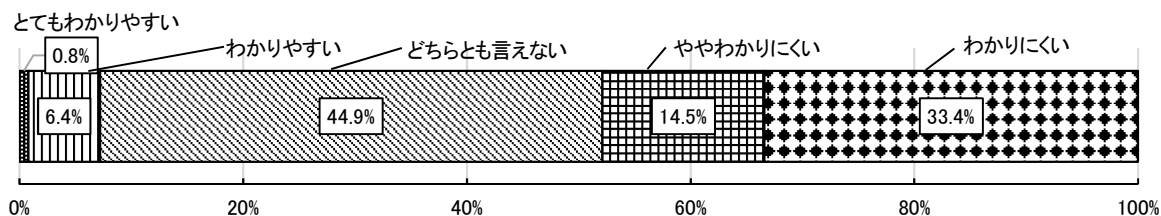
※H16 は第1回配信時の件数

○フェイスブックの記事投稿数（累計:H27 年 3 月 23 日～H29 年 11 月 30 日）

H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
3 件	84 件	190 件	255 件

（出典）千葉県経済政策課調べ

図表 3-7-3 都道府県の施策のわかりやすさ



（出典）中小企業庁「2014 年版中小企業白書」

支援策をこれまで以上に効果的に活用されるようにするためには、以下のような取組が必要となっている。

- ① 県ホームページやメルマガジン等の情報発信ツールについて、中小企業者の使い勝手等を考慮し改善を進める。
- ② 各種の中小企業支援情報を集約化し、分かりやすく発信する。
- ③ 県ホームページ等のWEB上の情報発信と、紙面による周知・広報を組み合わせ、中小企業支援策等の情報が地域の中小企業に広く効果的に浸透するよう手法を工夫する。
- ④ 県内各地の地域勉強会や支援機関との連携強化を通じて、中小企業支援策が個々の企業にきめ細かく伝えられ、活用できるよう情報発信の充実を図る。

上記のような情報発信については、中小企業者や支援機関等が必要なとき、必要とする情報を容易に入手できるワンストップポータルサイト設置等の効果的な情報発信手段についても検討していく。

さらに、施策情報の発信強化と合わせて、地域住民に向けた中小企業の魅力発信の拡充を図ることが重要である。例えば、地域の産業や地元中小企業が果たしている役割等について、地域住民の認識を高める広報や取組など、地域独自の取組が行われているものの、他の市や地域間で情報共有が進んでいない場合がある。そこで、県と市町村・商工団体等が連携した円卓会議を開催し、地域独自の取組に関する優良事例を他の地域へ情報共有し、普及の働き

かけを行うことで中小企業の人材確保や事業活動の後押しにつなげていく。

（３）官公需施策の推進

厳しい経済情勢の中で経済収縮の影響を受けやすい中小企業の受注機会を確保することは、中小企業振興において極めて重要である。

このため、国や自治体などによる物品やサービスの購入、工事の発注など「官公需」については、中小企業の発展に資することを目的として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定されており、本県では、「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を定め、中小企業の受注機会の増大を積極的に推進している。

受注した契約を十分に責任をもって履行できる共同受注体制が整備された中小企業組合として中小企業庁の証明を受けた「官公需適格組合」は、競争契約参加資格審査に当たって、生産・販売高、資本金などについて組合の数値に組合員の数値を合算するといった、総合点数の算定方法に関する特例を受けることができるため、組合単独の数値による格付けよりも上位の等級に格付けされる特例が適用されるメリットがあることから、官公需施策の推進にあたり、当制度の活用について周知を進めているところである。

【入札参加資格審査の格付け評価における官公需適格組合の合算特例制度】

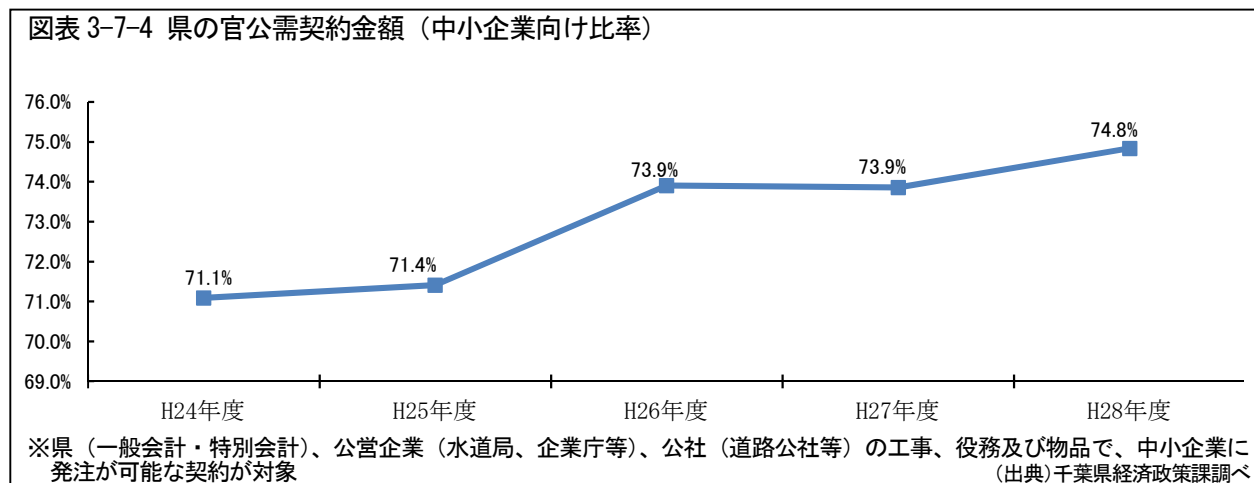
- 入札参加資格審査の格付け評価にあたり、官公需適格組合については、組合と 10 以内の組合員の能力も含めて審査対象とする
- 組合に関する評価点数と、組合員に関する評価点数を合算した点数に基づいて格付けを行う
- これにより、個々の組合員一社では受注できない案件でも、組合員が共同で受注することが可能となる

このほか、建設工事等における県内の中小企業の受注機会の増大に向けて、①（建設業の競争入札における）地域要件の設定、②契約約款や土木工事共通仕様書等による県内事業者への優先的な下請け発注や工事材料等の調達を行う旨の落札者への要請、③総合評価方式において県内事業者の下請け活用や県産品の活用を地域貢献度として評価するなど、県内事業者の活用促進を図っているところである。

これらの取組を踏まえ、本県における平成 28 年度の官公需総額 1,986 億円のうち、中小

企業に発注した額は1,486億円（74.8%）となっている。

平成24年度の官公需総額2,044億円のうち中小企業への発注額は1,453億円（71.1%）となっており、平成24年度と平成28年度を比べると、官公需総額はほぼ横ばいである中、官公需総額に占める中小企業への発注額の比率は増加しているところである。（図表3-7-4）



このように官公需施策の推進を図っているところだが、発注側において、官公需施策の理念や制度への認識が低いこと、受注側において、官公需適格組合制度等の活用が十分でないことが課題となっており、また、企業の適正な評価と適正価格による発注や、コスト縮減につながる実施方法を採用した分離・分割発注等を進めていくことが必要となっている。

このため、県関係部局や市町村等に対し、中小企業振興における官公需施策の意義や施策内容、国の動き等について周知を行うとともに、「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」に基づく分離・分割発注等の取組を進めていく。

さらに、発注側・受注側の双方における官公需適格組合制度等の活用拡大や、競争入札における県内業者への優先発注等により、県内中小企業の受注機会の増大に向けた取組を進めていく。特に、建設工事等における県内事業者や県産品の活用等において、

- ・ 下請業者を使用する場合には、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること
- ・ 工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達にあたっては、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること
- ・ 調達する工事材料は、県内生産品とするよう努めること

について、契約約款や土木工事標準仕様書等により受注者に対する要請をより一層努めていく。

2 地域勉強会、研究会等での意見

- 支援機関のネットワークを密にして、地域の性格に合った施策を行い、成功事例を横展開していくことが必要。(研究会)
- 支援機関がそれぞれ単体で活動するよりも相互に支援内容を情報共有し、さらに連携した支援を行うべき。(地域勉強会：千葉)
- ワンストップポータルサイト等により入口から必要な機関につなげていくことが重要であり、また、各機関の支援内容等を分かりやすくし、施策と中小企業経営者の距離を縮めることが重要。(研究会)
- 中小企業は地域づくりの担い手として地域貢献活動を行っているが、住民には中小企業の活動が知られていない。個々の企業では魅力の発信力が弱いため、中小企業への表彰など様々な形で行政が後押しすることは、企業の魅力向上や企業のモチベーション向上につながる。(研究会、地域勉強会：松戸)
- 官公需適格組合制度の活用に向けて、組合側でも組合員に制度の目的やメリットをアピールするなど、各組合員の関心を高める必要がある。(地域勉強会：千葉)
- 入札参加者に係る地域要件の設定、分離・分割発注の推進、適正価格による発注等、地元中小企業の受注機会の増大への配慮を引き続き行う必要がある。(地域勉強会：千葉)

3 具体的な取組事項

施 策	概 要
① 関係機関の連携による相談支援	ア) 商工会・商工会議所による伴走型支援 【再掲】 ○商工会、商工会議所において、「経営発達支援計画」を策定し、従来の税務、経理などの相談に加え、技術の向上、新たな事業開拓等に係る事業計画の策定・実施を企業に寄り添って支援する伴走型支援を行う。 なお、同計画の着実な実施に向けて支援を検討する。 イ) 「中小企業団体中央会」における中小企業連携組織支援 【再掲】 ○中小企業団体中央会において、指導員が業界等の抱える課題や問題の相談に応じるほか、事業の共同化のための組織の整備、共同事業への助成、講習会・研究会等の開催等、組合等連携組織を通じた支援を行う。

	<u>ウ)「チャレンジ企業支援センター」におけるワンストップ支援</u> ○千葉県産業振興センターの中に設置されている「チャレンジ企業支援センター」において、経営の専門家などの相談員を配置し、窓口相談、専門家派遣、情報提供（セミナー、相談会）を柱とした事業を行う。 窓口相談では、経営・技術・金融・法律などの各種相談にワンストップで対応し、必要に応じ専門家を派遣するなど、経営課題の解決に向けた支援を行う。 <u>エ) よろず支援拠点における総合支援機能の強化</u> ○「よろず支援拠点」において、「チャレンジ企業支援センター」と連携しながら、チーム編成によるトータル支援（企業の複数の経営課題に対し、相談指導員がチーム組みをして迅速な解決を図る）、攻めの相談支援（地元の金融機関や支援機関など連携を図り、地域に出かけて企業の支援ニーズを掘り起こす）などを行う。 <u>オ) 県・地域経済機関・地域金融機関等との連携による支援機能強化</u> ○県、商工会議所・商工会等、地域金融機関の連携体である「地域プラットフォーム」の構成団体が協働して、専門家派遣、構成員の支援能力向上のための勉強会、中小企業施策の発信、セミナーの共同開催等の経営支援を行う。 特に、支援体制の強化に向けて、連携体の活動のあり方を検討する。 ○「よろず支援拠点」において、商工会等の地域支援機関に対する支援能力向上のための勉強会・情報提供等の支援や中小企業施策の情報発信を行う。 ○中小企業の身近な相談先である「中小企業診断士協会」「税理士会」「社会保険労務士会」等との連携を図り、支援策情報の共有と連携を行う。 ○市町村との連携を図りつつ、小学校や幼稚園などの空き公共施設等を活用した企業進出を促進する。 <u>カ) 小規模事業者を支える地域支援機関の機能強化</u> 【再掲】 ○小規模企業の支援などの経営課題に意欲的に取り組む商工会・商工会議
--	---

	所を評価する「実績評価制度」により、商工会・商工会議所に対する補助制度への適切な反映を行う。 ○意欲ある商工会や商工会議所が、アイデアを活かして提案する小規模企業の経営の高度化や基盤強化、事業承継等に係る事業や地域経済の活性化に資する事業に助成する。
②支援情報、中小企業の魅力等の情報の発信の強化	<u>ア) 情報発信ツールの拡充</u> ○国、市町村、経済関係団体と連携し、融資や助成などの各種支援情報など、中小企業の経営に役立つ情報を編集したメールマガジン「千葉県産業情報ヘッドライン」をタイムリーに配信するとともに、配信登録者の増加を目指す。 ○「千葉県産業情報ヘッドライン」に加え、フェイスブック等SNSの活用を行い、重層的な情報提供活動を行う。 ○中小企業支援策の情報を集約化し、県ホームページで企業にとって分かりやすい施策の周知を図る。 <u>イ) あらゆる機会を捉えた広報・周知</u> ○元気戦略普及のための地域勉強会を県内各地で開催するほか、商工会議所・商工会等における講演等を通じて、施策の周知に努める。 ○県税事務所や地域振興事務所など、中小企業の経営者等が比較的訪問する機関に「中小企業支援策一覧」を備える。 特に、「中小企業支援策一覧」の構成及び掲載内容の見直しを検討する。 ○「地域プラットフォーム」（構成員：千葉県産業振興センター、県、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等の経済機関、信用金庫等の地域金融機関）を活用し、幅広い情報発信を行う。 特に、支援体制の強化に向けて、連携体の活動のあり方を検討する。 ○「産業情報ヘッドライン」等を活用し、国の補助金・助成金など、中小企業・小規模事業者向け支援情報を集約した中小企業庁のポータルサイト「未来の企業応援サイト“ミラサポ”」の周知を図る。 ○中小企業の身近な相談先である「中小企業診断士協会」「税理士会」「社会保険労務士会」等と連携し、支援策情報の周知を図る。

	<u>ウ) 起業・創業支援策情報の発信</u> [再掲] ○千葉県産業振興センターのホームページ内の「千葉県内の起業・創業支援情報」ページにおいて、起業・創業を目指す意欲ある希望者等に対し、県及び県内市町村における支援策情報を一元的に提供する。 <u>エ) 中小企業の魅力等発信</u> ○「地域で頑張る企業紹介」等中小企業の魅力や地域に根付いた取組を伝える冊子を作成し、学校等地域の関係機関に配布する。 ○教育現場で活用できる中小企業情報（職場体験等の受け入れ企業、出張講演が可能な企業等）の集約化及び県ホームページを通じた情報発信を検討する。 ○子供たちの安全・安心な活動拠点として、地域の人々の参画を得て実施している放課後子供教室において、企業との一層の連携を促進する。 ○地域貢献を続けてきた中小企業を表彰する千葉のちから「中小企業表彰」、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている事業所を認定する「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」、様々な分野で活躍する中小企業・小規模事業者を選定する「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」（経済産業省）、優良な健康経営を実践する中小企業を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」（経済産業省）など、他の模範となる取組を行う中小企業の情報を集約して県のホームページで紹介し、県内中小企業の多面的な魅力を発信する。 <u>オ) 表彰等による中小企業の魅力発信及び経営革新や技能向上に向けた機運の醸成</u> ○積極的な事業展開による地域経済への貢献や地域活動への取組などを行う中小企業や地道に努力を重ねてきた従業員等に対し、千葉のちから「中小企業表彰」（中小企業・商店街・従業員）を行う。 なお、小規模企業の持続的な発展を後押しするため、小規模企業枠の創設を検討する。
--	---

	力) 中小企業を支える市町村・商工団体等との連携 ○県と市町村・商工団体等が連携した円卓会議を開催し、地域独自の取組に関する優良事例を他の地域へ情報共有し、普及の働きかけを行う。
③官公需施策の推進	ア) 中小企業者の受注機会増加への配慮 「県の契約の方針」を踏まえ、以下の点に配慮する。 ・入札参加者に係る「地域要件」を適切に設定するとともに、県内中小企業の適切な評価と積極的な活用に努め、地域における事業者の受注機会の増大を図る。 ・技術力の正当な評価や、競争入札における同一等級格付け区分内の者による競争の確保等による中小企業者の受注機会の増大を図る。 ＜総合評価方式＞ ・当該管内での施工実績を評価するなど「地域精通度」を適切に評価する。 ・地域の雇用促進、災害協定や県産品の活用など「地域貢献度」を適切に評価する。 ＜適正価格による発注＞ ・ダンピング防止等を図るため、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」を適切に運用する。 ・原材料価格の動向や需給の状況等を勘案し、適正価格での発注に配慮する。（現行の運用例：資材単価は年2回、変動が著しい場合は随時改定） ＜受注者への要請＞ 建設工事等における県内事業者や県産品の活用等において、 ・下請業者を使用する場合には、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること ・工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達にあたっては、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること ・調達する工事材料は、県内生産品とするよう努めること

	について、契約約款や土木工事標準仕様書等により受注者に対する要請をより一層努める。 ＜分離・分割発注の推進＞ ・経済合理性や公平性を十分検討した上で、可能な限り「分離・分割発注」を行うよう努める。 ・「分離・分割発注」に関する国の好事例等を紹介して、発注者の知識の向上に努める。 ＜官公需適格組合等の活用推進＞ ・官公需適格組合制度の趣旨や内容について、県各部局や市町村等の関係機関に対し、会議等を通じ周知徹底を図るとともに、関係団体等を通じた中小企業に対する周知を拡充し、制度の認知度向上と活用拡大の推進に努める。 <u>イ) 入札参加資格審査手続きの利便性の向上</u> ○県と県内のすべての市町村のシステムを統合した「ちば電子調達システム」により、県と市町村への入札参加資格の登録申請を一括で行えるよう統合したシステムを、引き続き運用し、申請手続の簡素化等を図る。 <u>ウ) 受発注等の情報公開の促進</u> ○県ホームページ（ちば電子調達システム）において、入札契約情報（発注見通し、入札予定、入札結果等）の公開を行う。 ○入札制度の制度改善の取組を県ホームページにおいて公表し、周知を行う。 <u>エ) 官公需施策（県の契約の方針等）の普及啓発</u> ○県関係課、官公需関係出先機関などに「県の契約の方針」や官公需施策の概要、官公需適格組合の活用促進について説明会や普及啓発資料の配布等により、官公需施策の周知徹底を図る。 特に市町村の発注担当者に対して、各種会議などの機会を通じ、官公需
--	--

	施策の必要性等について普及啓発を拡充し、施策の周知徹底を図る。 【中小企業者に対する県の官公需契約の方針（主な項目）】 ○中小企業者の受注機会の増大のための措置 地域の中小企業の活用等、分離・分割発注の推進、適正価格による発注 官公需適格組合等の活用、競争契約における受注機会の増大など ○官公需に係る施策の推進 各部局の契約担当職員等に対する施策を周知徹底、市町村・関係団体等に対する施策の周知徹底、公社等外郭団体に対する要請
--	---